

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、奈良県知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成26年9月5日

奈良県監査委員	廣	野	隆	信
同	岸		秀	隆
同	安	井	宏	一
同	藤	野	良	次

平成25監査年度 第2回分

ア 本庁

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
県土木マネジメント部 企画管理室	平成25年 11月6日	<p>不納欠損処分について</p> <p>各土木事務所における不納欠損処分予定の債権について、企画管理室でとりまとめ事務処理を行っているが、河川占用料において、土木事務所が不納欠損処分を依頼したにもかかわらず、企画管理室の確認不足により不納欠損処理が行われなかった事例が認められた。</p> <p>今後は、複数の者により確認するなど、チェック体制の充実に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>土木事務所と企画管理室との連携の齟齬により不納欠損処理が適切に行われなかったものであり、相互の意思疎通を十分に行うため、メールにより土木事務所から依頼があった場合は、電話によって依頼内容の確認を再度行うこととした。</p>
	12月19日	<p>調査・設計業務委託及び工事請負における契約について</p> <p>平成24年度及び平成25年度の災害関連等に伴うかい（土木事務所）における調査・設計業務委託契約及び工事請負契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することが出来ないとき）に基づく特命随意契約を行っているものの、一体的な発注がより妥当性があると考えられる案件が散見された。</p> <p>特命随意契約を行うにあたっては、事前に十分な調査・検討を行い慎重な対処が求められるのでかいを適切に指導されたい。</p> <p>また、かい執行の限度額については、調査・設計業務委託等については1,000万円、工事請負契約については5,000万円とされているが、特に緊急かつ早急な執行を要する工事等の限定的な事案に関しては、かいの効果的な事務執行の観点からその限度額のあり方について慎重な検討が望まれる。（意見）</p> <p>【土木事務所の所管課に対する意見】</p>	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することが出来ないとき）に基づく特命随意契約を行う際には関係規程等を遵守し適切な内容のものとするよう、今後も指導してまいりたい。</p> <p>特に、工事請負契約については、紀伊半島大水害復旧工事を契機として、それまで建設業協会と締結していた災害協定の運用を平成23年9月に整理し、同協定に基づき応急復旧工事を発注することで、より適切に発注を行えるようにした。</p> <p>また、調査・設計業務委託等についても、工事請負契約と同様に災害協定を締結できないか検討を行っているところ。</p>

イ 出先機関

所 属 名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
総務部 高田県税事務所	12月17日	<p>課税事務について</p> <p>不動産取得税において、所有権一部移転に伴う課税を行ったが、贈与割合錯誤の申立により課税取消を行ったにもかかわらず、正しい贈与割合に対し</p>	<p>不動産取得税における正しい贈与割合による更正後の所有権移転については、直ちに納税義務者</p>

		<p>て、課税されていないものが認められた。</p> <p>また、個人事業税では、開業直後の納税義務者等に対し、課税前に申告所得調査を実施しているが、この調査は参考資料であり課税に不可欠ではないにもかかわらず、未回答を理由に翌年度まで課税されていないものが認められた。</p> <p>課税の遅延は、納税義務者への過度な負担や滞納にもつながりかねないことから、今後は、チェック体制の強化を図り、適正な課税事務の処理に努めるべきである。(注意事項)</p>	<p>から不動産取得税申告書を徴し課税処理を行った。納税義務者からの申立による賦課の変更については、変更の理由となる所有権移転登記の完了を確認した上で行うとともに、賦課を取消した案件については、賦課取消一覧表を作成し、適時取消し後の処理状況について確認を行うこととした。</p> <p>個人事業税における開業直後の納税義務者に対する申告所得調査については、未回答分は1ヶ月後に再調査を行い、それでも回答がない場合はその翌月に所得税の確定申告書に基づき課税処理を行うこととした。</p> <p>今後は、チェック体制の強化を図り、適正かつ迅速な課税事務の処理に努める。</p>
桜井県税事務所	11月6日	<p>公有財産の管理について</p> <p>建物の取り壊しに伴う公有財産異動等報告書の提出を行わなかったため、総務部長が備える公有財産台帳への抹消が漏れているものが認められた。</p> <p>今後は、奈良県公有財産規則及び関係通知に基づき適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p>	<p>指摘を受けた公有財産異動等報告書については、指摘後速やかに提出し、公有財産台帳への抹消登録を完了した。</p> <p>今後は、奈良県公有財産規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努める。</p>
自動車税事務所	11月21日	<p>自動ドア化及びパーテーション設置工事等の施工状況写真等について</p> <p>自動ドア化及びパーテーション設置工事等において、目視による履行確認は行われていたが写真による施工状況等が確認出来ない案件が認められた。</p> <p>自動ドア化及びパーテーション設置工事等については、施工前・施工中・施工後等の写真による確認を行うべきであり、請負業者への指導及び所内でのチェックも強化すべきである。(注意事項)</p>	<p>各種工事施工時においては、目視による施工状況の確認のみだけでなく、施工前・施工中・施工後等の写真による施工状況の確認を行うことを徹底するとともに請負業者にも写真添付の指導を徹底することとした。</p> <p>今後は、適正な事務の執行に努める。</p>
地域振興部			
万葉文化館	12月17日	<p>行政財産使用料の調定について</p> <p>行政財産使用許可にかかる使用料について、調定時期の遅延が散見された。また、納期限を大幅に過ぎているにもかかわらず、督促を行っていなかった。</p>	<p>奈良県会計規則に基づき、行政財産使用料の調定を適時に行い、債権者に対し、納期限内に納付す</p>

			<p>使用料の納期限については、奈良県行政財産使用料条例施行規則第2条の規定により、使用料の額の定めが年額である場合において分割納付を認めた場合にあっては、毎月25日までとなっている。</p> <p>また、債務者への督促については、時効の中断事由や延滞金の発生根拠となるものである。</p> <p>今後は、適時に調定を行うとともに、督促等の徴収事務については適切な事務処理を行うべきである。(指摘事項)</p> <p>郵便切手の購入について</p> <p>郵便切手について、年間使用量に比べて残高が十分あるにもかかわらず、多額に購入されていた。</p> <p>購入にあたっては、使用の見込量に応じて、必要量を購入すべきである。(指摘事項)</p> <p>公共料金等の資金前渡について</p> <p>公共料金自動口座振替払いの電話代(節：役務費)の支払において資金前渡の残高不足が生じ、他の経費として資金前渡された水道代(節：需用費その他)から一時的に支払っているものが認められた。</p> <p>当該経費は包括的な資金前渡により支出を行っており、それぞれの経費ごとに残高不足による振替不能が起こらないよう資金管理を徹底することとされているところである。</p> <p>今後、奈良県会計規則に基づき適正な支出事務処理を行うべきである。(注意事項)</p> <p>内部統制について</p> <p>今回の監査において、行政財産使用料の調定事務等、会計事務に一部適正とはいえない事務処理が認められた。</p> <p>事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。(意見)</p>	<p>るよう促すとともに、納期限内に納付がない場合は、督促等の徴収事務を適切に行う。分割納付については、平成25年10月分より毎月25日として調定を行っている。</p> <p>郵便切手の現在量及び今後の使用見込量を勘案しながら、適正に必要な量の購入を行う。平成25年度については、見込量に対しての残高があるため購入を控えた。</p> <p>残高不足が生じないよう資金管理を徹底し、平成25年度分については各公共料金毎の残高の確認を毎月行っており、奈良県会計規則に基づき、適正な事務処理に努める。</p> <p>今後事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制の整備等による事務処理体制を強化し、内部統制の充実に努める。</p>
健康福祉部	中和福祉事務所	12月17日	<p>生活保護費返還金の未収金について</p> <p>生活保護費返還金において未収金の大幅な増加が認められた。電話、訪問等により未収金の回収に努められているが、今後も一層、収納の促進に努められたい。(指摘事項)</p>	<p>返還金発生の未然防止策として、夏季及び歳末時における収入申告義務啓発文書の全戸配付及び収入申告義務内容の詳細を記載した書面による個別説明の実施を継続する</p>

			<p>とともに、各ケースワーカーに自身が担当している債務者の状況把握を徹底させたうえで、把握した状況に応じた適切な督促行為（訪問、文書、電話による）を実施している。</p> <p>今後も、これらの取組を継続して実施していくことにより、新たな債務発生抑制及び未収金の回収に努めていく。</p> <p>適正な執行に努めるべく、事務所内のチェック体制の再確認を行った。</p>
		<p>委託料の支払い年度の誤りについて 前年度に委託業務が完了しているにもかかわらず、新年度予算で支出されているものが認められた。</p> <p>今後は、内部のチェック体制の整備を図り、会計年度独立の原則に基づき適正な予算執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	
登美学園	12月17日	<p>児童福祉施設使用料の未収金について 児童福祉施設使用料において未収金の増加が認められた。</p> <p>新たな滞納の発生防止に向けた取組みや文書・電話による督促、面談指導による未収金の回収に努められているが、より一層早期収納に努めるとともに、新たな未収金の発生防止に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>児童福祉施設使用料については、契約時に保護者に負担について説明し、納入通知書をできるだけ手渡しすることで速やかな納付を促してきたところである。</p> <p>今後さらに、説明と指導を徹底し、未収金発生未然防止に努めたい。</p> <p>また、滞納者に対しては関係機関と連携をとるとともに、文書・電話等により収納の促進を図る。</p>
こども・女性局			
精華学院	12月17日	<p>契約事務について ビジネスホンの賃貸借において、覚書により長期にわたる賃貸借契約を締結しており、かつ、契約不履行の場合は損害賠償金を規定しているものが認められた。</p> <p>長期継続契約や債務負担行為などによるもののほかは、当該契約を締結することはできないものである。今後は、適正な契約事務を行うべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出科目について プール使用にかかる消毒用次亜塩素酸ソーダの購入において、前年度に引き続き、誤った支出科目による支出が認められた。今後は適正な科目で支出すべきである。 (指摘事項)</p>	<p>今後は、奈良県契約規則等を遵守し、適正な契約事務に努める。</p> <p>今後は、奈良県会計規則に基づき、適正な科目で執行する。</p>

<p>くらし創造部</p>	<p>榎原公苑</p> <p>12月17日</p>	<p>保守点検業務の委託契約について</p> <p>前年度において、奈良県契約規則で定める額を超えて随意契約を締結していたとして「注意」した吸収式冷温水機保守点検業務及び調光装置等保守点検業務にかかる委託契約について、明確な根拠なく業務を分割して前年度と実質的に同一の業者と1号少額随意契約を締結し、また、結果としてそれぞれの契約の総額は前年度と同額となっており、著しく不適正なものとなっていた。</p> <p>このような契約の締結は、地方自治体の契約は一般競争入札によるものとする地方自治法の原則を大きく損なうものであり、今後は、契約事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて適正に処理するとともに、県民に対する説明責任が十分果たせるよう、厳正厳格に取り組みたい。(指摘事項)</p>	<p>平成26年度より奈良県契約規則に基づき一般競争入札を行い委託する。</p>
<p>食品衛生検査所</p>	<p>12月17日</p>	<p>重要物品の管理について</p> <p>重要物品である備品について、備品管理簿への記載がされておらず、また、会計管理者への財産調書の報告漏れが認められた。</p> <p>今後、備品管理簿の記載及び重要物品の報告については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。(指摘事項)</p>	<p>保管転換を受けた公用車については、備品管理簿へ記載するとともに、会計管理者へは報告期間に速やかに報告を行った。</p> <p>今後、重要物品の管理については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行う。</p>
<p>農 林 部</p>	<p>中部農林振興事務所</p> <p>12月17日</p>	<p>委託費の履行確認について</p> <p>委託業務において、実績報告の収支精算書の予算額に記載誤りがあるにもかかわらず、実績報告書を受領し、履行確認を適正として処理しているものが認められた。</p> <p>当該委託業務についての委託料精算には支障がなかったが、今後は、決裁過程におけるチェック体制を強化し、適正な履行の確認に努められたい。(注意事項)</p>	<p>当該委託業務の精算事務において、提出された実績報告書の一部書類の内訳金額の誤りを発見できなかったものである。精算額については誤りがなく、指摘を受け、相手方に対して直ちに当該書類の差し替えを指示し訂正した。</p> <p>今後は、複数の担当者による確認を徹底するなどのチェック体制の更なる強化に努める。</p>
<p>東部農林振興事務所</p>	<p>11月14日</p>	<p>税外未収金について</p> <p>所得税の源泉徴収状況調査で徴収漏れが判明した平成20～21年度分の委託料において、所得税相当額を県に返還していない未収金が2件認められた。</p>	<p>1件については代表者死亡及び相続人相続放棄により徴収が不可能であることが判明した。農林部企画管理室において、</p>

		<p>今後は、関係課と連携し未収金解消に努められたい。(注意事項)</p>	<p>会計局に不納欠損処分協議を行っているところである。</p> <p>他の1件についても、県土マネジメント部でも債権を有しており、担当窓口である県土マネジメント部と共に、本人からの履行延期申請を承認し、60回の分割で納付を受けることになっている。</p>
<p>県土マネジメント部</p>			
<p>奈良土木事務所</p>	<p>11月19日</p>	<p>契約事務について</p> <p>原材料の単価契約において、予定単価及び予定数量を決定せず、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による少額随意契約で業者を決定している事例が認められた。また、奈良県契約規則第16条第1項第2号により原材料の単価による契約にあつては、予定単価に購入予定数量を乗じて得た金額が160万円を超えない範囲で随意契約が可能であるが、年間購入金額がこの額を超えていた。さらに、この年間購入金額については、かい長に委任されている契約締結できる金額を上回っていた。</p> <p>今後は、地方自治法及び奈良県契約規則に基づき、適正な契約事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>雪寒対策業務にかかる委託料の算定について</p> <p>前年度に引き続き、委託料の算定誤りが認められた。関係通知に基づき算定誤りを適正に処理し、今後の事務処理にあたっては、誤りが起こらないようチェック体制を強化すべきである。(指摘事項)</p> <p>土地の賃借契約について</p> <p>警報施設の電柱にかかる土地賃借契約において、賃借開始時に当時の道路占用料条例に準拠してその単価により契約を交わしていたが、その条例が改正され単価が減額されても考慮することなく従来と同額で契約していた。また、契約更新時において登記簿等により適正な契約相手かどうかの確認がされていなかった。</p> <p>今後、契約締結の際には、契約内容の精査を十分に行い適切な事務処理に努められたい。(意見)</p>	<p>原材料の単価契約については、過年度実績を参考に購入予定数量を算定し、年間購入金額が地方自治法及び契約規則に定められた金額を超えないよう、適正な契約事務を行う。</p> <p>なお、平成26年4月1日付けで「かいの契約締結に関する事務の委任について」の一部改正が行われ、新たに道路の凍結防止剤について1件の契約金額が1000万円未満のものが、かいに事務委任されることとなった。</p> <p>各業者から実績報告を早めに提出させることで事務処理の集中を避け、複数人によるチェックを徹底し、チェック体制の充実強化を図る。</p> <p>天理ダム放流警報施設の電柱用地の土地使用料について、今後は条例の金額を考慮し、土地使用料の見直しについて検討する。</p> <p>また、本件については登記を確認し、契約相手として土地所有者が変わっていないことを確認した。今後、契約更新時には土地所有者に変更がな</p>

			いか、登記簿等により確認する。
郡山土木事務所	11月21日	<p>委託費の履行確認及び委託契約書にかかる記載事項について</p> <p>機械警備委託業務において、契約書及び仕様書に記載する警備状況報告書を委託事業者から提出させていないものが認められた。</p> <p>また、長期継続契約であるにも関わらず、奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例及び同施行規則の施行通知に定められた予算の減額又は削除に係る契約の解除等の条項が記載されていなかった。</p> <p>今後は、契約書及び仕様書に基づき必要な報告書等の提出を求め委託業務の適正な履行の確認及び検査に努めるとともに、施行通知に定められた事項を記載した契約書を作成すべきである。 (指摘事項)</p>	<p>警備状況報告書については、契約日に遡り、平成25年10月まで全て、委託業者より提出させ、検認を行った。</p> <p>また、契約については、平成25年12月1日付けにて変更契約を行い、奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例及び同施行規則の施行通知に定められた予算の減額又は削除に係る契約の解除等の条項を挿入した。</p> <p>今後、かかる事例の発生を防止するため、庶務課担当者並びに庶務課長に厳重注意を行い、周知徹底を図った。</p>
高田土木事務所	12月19日	<p>道路占用料の算定について</p> <p>道路占用料の算定において、事務処理を誤ったため2件の徴収不足が認められた。適正に処理するとともに、今後の事務処理にあたっては誤りが起こらないようチェック体制を整備すべきである。 (注意事項)</p> <p>税外未収金について</p> <p>所得税の源泉徴収状況調査で徴収漏れが判明した平成20年度分の委託料において、所得税相当額を県に返還していない未収金が1件認められた。</p> <p>今後は、関係課と連携し未収金解消に努められたい。 (注意事項)</p> <p>NHK受信料の支出について</p> <p>NHK受信料の支出において、1年分一括払いにより支出すべきところを、馬見丘陵公園館が「かい」として独立する際の当事務所の手続きが不十分であったため、分割払いとなりそれに対応する経費を支出していた。</p> <p>地方公共団体の支出は、経済性・効率性の観点から限られた財源を無駄のないよう配慮することが不可欠であるので、今後は、より効率的な事務処理に努められたい。 (意見)</p>	<p>本件については、平成25年12月17日付けで雑入（差額30円）で調定し、1月10日に納入された。現在は、積算システムを構築して、専任担当のチェック体制を整備している。</p> <p>本未収金については、代表者の死亡及び相続人の相続放棄を確認している。今後、同じ債権を有している農林部と連携して対応する。</p> <p>NHK受信料の支出については、1年分の一括払いにより支出できるよう手続きを行った。</p>
桜井土木事務所	11月6日	<p>河川占用料の未収金について</p> <p>河川占用料において、未収金の増加</p>	未収金の増加について

が認められた。また、催告を行っていないなど徴収努力の不足も認められた。

今後は、「奈良県土木使用料等の徴収に係る取扱要綱」及び「道路占用料及び河川占用料の滞納処分に係る事務処理要綱」に基づき、適正な債権管理と収納促進に努めるべきである。

(指摘事項)

負担金等の支出について

講習受講料等の負担金の支出において、債権者の請求書を徴することなく支出を行っている事例が2件認められた。

奈良県会計規則により支出は債権者の請求書に基づいて行わなければならないところであるが、これらは、担当者による確認と内部のチェックが不十分であったことが原因と考えられる。

今後、実効性のあるチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則に則り適正な事務処理に努めるべきである。

(指摘事項)

工事請負における契約事務について

同一路線の工事請負契約において、本体の工事とは別に、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）に基づく特命随意契約により契約を締結しているものが見受けられた。また、その本体工事についても、相当額の変更契約（19.9%増）が行われており、随意契約工事と合わせると43.7%もの増額となっている。

工事を発注するにあたっては、事前に十分な調査・調整を行い、契約期間中に極力別途発注及び大きな設計変更が生じないように努めるべきであり、また、やむを得ず特命随意契約及び設計変更をするにあたっては、十分説明責任を果たせるよう、厳格かつ慎重に行われたい。

(意見)

は、不納欠損処分において、事務所と県庁本課との連絡の齟齬により時効分の手続きが完了しなかったためであり、今後同様な事態が発生しないよう関係者間での連携の強化に努める。

また、「奈良県土木使用料等の徴収に係る取扱要綱」及び「道路占用料及び河川占用料の滞納処分に係る事務処理要綱」に基づき、未納者に対して適正な時期に電話、文書などによる催告を行い、納付を促すように努める。

負担金等の支出に当たって請求書なしで支出を行ったのは、担当者の知識不足、確認不足と内部におけるチェックが不十分であったためである。今後は負担金等の支出にあたり、請求書と請求金額の根拠となる資料が債権者から提出されているかを担当レベルで確認し、担当係長、担当課長による複数チェックを行うことにより再発防止に努める。

工事において、大きな設計変更や別途発注を防止するため、事前に十分な調査・調整を行ったうえで、工事の発注を行うように努める。やむを得ず計画変更等が生じた場合は「土木事業の設計変更に関する取扱い」により処理する。

宇陀土木事務

11月14日

補償金提示書の発行日及び有効期限に

所		<p>ついて</p> <p>地権者に対して提示する補償金提示書について、発行日及び有効期限が記載されていないものが多数見受けられた。</p> <p>補償金提示書は、地権者、土木事務所双方にとって、適正な交渉・契約を担保するきわめて重要な書類であるから、発行日及び有効期限を必ず記載するよう取り扱われたい。(指摘事項)</p>	<p>契約額の提示起案に添付する補償金提示書には「発行日及び有効期限」を必ず記載するよう用地担当者へ指示し、担当係長及び課長が決裁時に内容確認を行うこととした。用地交渉に出向く際は、当該起案に添付した提示書をコピーして持参するよう、担当者に周知徹底を図った。</p>
吉野土木事務所	12月19日	<p>契約事務について</p> <p>原材料の単価契約において、契約伺を作成しなかったため、必要な決裁を受けずに契約を締結しているものが認められた。</p> <p>また、年間購入金額については、かい長に委任されている契約締結できる金額を上回っていた。さらに、一回当たりの発注額が50万円以上であるにも関わらず、物品検収調書を作成していなかった。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な契約事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>税外未収金について</p> <p>所得税の源泉徴収状況調査で徴収漏れが判明した平成19～21年度分の委託料において、所得税相当額を県に返還していない未収金が1件認められた。</p> <p>今後は、関係課と連携し未収金解消に努められたい。(注意事項)</p> <p>随意契約の締結について</p> <p>前年度に引き続き、随意契約の締結について不適正な事例が認められた。これは地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による少額随意契約を締結するにあたり、見積書依頼文を作成せず、1者から見積書を徴したのみで見積合わせを行っていないものである。</p> <p>今後は、競争性・透明性・公平性の</p>	<p>原材料の単価契約については、必ず契約伺を作成し、必要な決裁を受けて契約を締結するよう指導を徹底した。また、物品検収調書についても作成し、決裁を得るよう指導した。</p> <p>なお、平成26年4月1日付けで「かいの契約締結に関する事務の委任について」の一部改正が行われ、新たに、道路の凍結防止剤について1件の契約金額が1000万円未満のものが、かいに事務委任されることとなった。</p> <p>債務者が所在不明のため、未収となっていた所得税相当額については、現在、債務者と履行延期の特約を行い、60回分割での納付計画を承認している。納付完了まで、確実な納付を得られるよう今後も定期的に債務者と連絡をとり、収納の確認を欠かさず行い、債権管理に努める。</p> <p>少額随契の締結にあたっては、見積書依頼文を发出するようあらため、3者以上から見積書を徴し、見積合わせを経て、業者決定する。</p>

		<p>観点から、見積書依頼文を発出したうえ、適正な見積合わせを経て業者決定すべきである。(注意事項)</p> <p>内部統制について</p> <p>前年度に内部統制について意見を出したところであるが、今回の監査においても、契約事務、未収金の取り扱い等について不適正な事務処理が多々認められた。</p> <p>事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて適正に処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制を整備し、厳正に対処されたい。(注意事項)</p>	<p>事務の執行にあたっては、全職員が、関係法令や規則、通知等に基づいて処理しているかを常に意識し、同じ誤りを繰り返さないよう事務を行う。決裁時においては、係長以上の決裁者はさらなる慎重なチェックを行う。主要な事務については、「チェックシート」を作成活用し、チェック機能の強化を図る。</p>
五條土木事務所	12月19日	<p>備品の購入について</p> <p>備品の購入に際し、不適切な事例が認められた。</p> <p>平成24年度における備品の購入の際、物品購入調書の作成にあたりすべて決裁を得ておらず、担当者が調書を作成するに留まっていた。この調書は、所属長から出納員に送付しなければならないと会計規則に定められており、所属長の決裁は必要不可欠なものである。</p> <p>また、チェーンソー及び高圧洗浄機の支出について、支払遅延防止法に定める期日から遅延して支払われていた。</p> <p>今後は、実効性のあるチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則に則り適正な事務処理に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>税外未収金について</p> <p>所得税の源泉徴収状況調査で徴収漏れが判明した平成19年度分の委託料において、所得税相当額を県に返還していない未収金が2件認められた。</p> <p>今後は、関係課と連携し未収金解消に努められたい。(注意事項)</p> <p>雪寒対策業務にかかる委託料の算定について</p> <p>雪寒対策業務にかかる委託料の算定</p>	<p>物品購入調書については、備品購入にかかる支出命令書の決裁時に、庶務担当者が調書の決裁を得ることとした。</p> <p>支払遅延については、確認処理が漏れたためであるが、今後は、確認漏れが起こらないように、庶務係員が出納員の業務を補佐するシステムをつくることとする。同時に、会計局主催の研修で得た知識を係内で必ず共有するなど、職員の会計規則への理解を深めることに努める。</p> <p>未収金2件については、予備監査以降も訪問や電話及び文書により請求を継続したところ、1件については平成25年12月25日に全額が納入された。残る1件については、資力が無く強制執行によっても回収が困難であることが判明したことから、本人の意向を確認し企画管理室及び会計課と協議のうえ、平成26年5月26日付けで履行延期の特約を締結した。</p> <p>過払いについては、平</p>

		<p>において、事務処理を誤ったため1件の過払いが認められた。適正に処理するとともに、今後の事務処理にあたっては誤りが起こらないようチェック体制の充実に努められたい。(注意事項)</p> <p>継続車検受検にかかる自賠償保険料の支払いについて</p> <p>公用車の継続車検受検にかかる自賠償保険料において受検日後の支出が認められた。</p> <p>自賠償保険料の後払いは業者に対し保険会社等への立替払いを強いることとなるため、今後、自賠償保険料の支出については適正に処理するべきである。(注意事項)</p> <p>物件移転補償金の算定について</p> <p>物件移転補償金の算定について検討を要する事例が認められた。</p> <p>管内の村が所有・管理する水道管が支障となったので、これを移転するための補償金を算定するにあたり、同村からの経費見積書をその根拠としたものである。比較検討するための額を別に作成または入手し、補償額の妥当性・適正性を確保するよう努めるべきである。(意見)</p> <p>内部統制について</p> <p>今回の監査において、収入・支出事務、業務委託等について一部適正といえない事務処理が認められた。</p> <p>事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し厳正に対処されたい。(意見)</p>	<p>成25年12月5日に差額分の返納を受けた。今後はこのようなことのないよう、適正な事務処理に努める。</p> <p>支払遅れが生じないように、全ての公用車の車検時期を確認して、計画的に前払処理を行っている。なお、25年度については、全ての車検において前払を実施している。</p> <p>今回は、契約額が6万円あまりと少額であったため、村から提出された見積書の額を即時に採用したが、本来は、相見積もりをとる等して金額を精査した上、契約額を決定すべきであった。今後は適正な事務処理を行う。</p> <p>事務の執行にあたっては、法令や規則の遵守について必ず複数の者でチェックする体制を整える。</p>
教育委員会			
桜井高等学校	12月17日	<p>通勤手当の支給について</p> <p>通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、1件の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。(注意事項)</p>	<p>通勤手当の過払いについては、返納を完了し是正している。今後は通勤経路の認定に十分注意し適正な事務処理に努める。</p>
吉野高等学校	12月17日	<p>通勤手当の支給について</p> <p>通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、1件の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。(注意事項)</p>	<p>認定データの修正を直ちに行い、過払い分については平成25年8月に納付させた。</p> <p>認定事務については、今後より一層慎重に審査し、適正な事務処理に努める。</p>
十津川高等学	12月17日	<p>支出にかかる事務処理について</p>	

校		<p>支出手続において債務が過年度分で既払いであったにもかかわらず、その確認が不十分なために二重に支払いしていたものが認められた。なお、債権者からの連絡により誤りが判明し過払い分について戻入処理が行われ是正されていた。</p> <p>今後このようなことが起こらないよう債務確認を徹底し、適切な事務処理に努められるべきである。(指摘事項)</p>	<p>過払い分については、戻入処理を行った。</p> <p>今後は、「奈良県会計規則」等に基づき、適切な管理、手続き等に努める。</p>
奈良東養護学校	12月17日	<p>委託業務の履行確認について</p> <p>平成23年度に支出した委託料において、履行の確認を怠ったため、過払いしたことが平成24年度に判明し、過年度収入を行った事例が認められた。</p> <p>このことは、支払い時における履行確認が不十分であったことによるものである。今後は、内部のチェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努められたい。(指摘事項)</p>	<p>今後、委託料等の履行確認においては、精算内容にかかる必要な資料等の提出を求め、適正な時期に確実な確認を行えるよう複数人でのチェック体制を堅持して、確認誤りや過年度処理が再発することのないように努める。</p>
西和養護学校	12月17日	<p>非常勤講師の報酬の支給について</p> <p>平成23年9月分の非常勤講師の報酬について、誤って支払ったことが平成24年度に判明し、過年度収入を行った事例が認められた。</p> <p>今後は、内部のチェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努められたい。(注意事項)</p>	<p>今後はチェック体制の整備を図り、適正に処理してまいりたい。</p>
警察本部			
榎原警察署	12月17日	<p>支出にかかる事務処理について</p> <p>消耗品の購入及び役務費の支出において、債権者の入力誤り及び債権者の確認不足による誤払いが3件認められた。</p> <p>今後は、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備を図り、適正な事務処理に努められたい。(注意事項)</p>	<p>当該事案については、それぞれ誤払い発覚後、速やかに戻入を処理するとともに、正しい債権者に支払いをした。</p> <p>今後は、決裁過程において、複数人による支出内容の確認を徹底することにより、チェック機能の強化を図るとともに、関係法令等に基づき、適正な会計事務処理に努める。</p>

ウ 財政的援助団体

所属名 (所管課)	実施年月日	監査結果	所管課における措置の内容
公立大学法人奈良県立医科大学 (医療管理課)	平成26年 1月17日	<p>診療報酬請求にかかる未収等について</p> <p>平成23年度分の診療報酬請求書(以下「レセプト」という。)について、社会保険診療報酬支払基金及び国</p>	<p>未請求及び保留状態となっている診療報酬について、請求状況を十分把握</p>

民健康保険団体連合会等へ請求されていないものが認められた。また、両団体から返戻のあったレセプトについても、平成22年度及び平成23年度分について再請求せず保留しているものが認められた。レセプトの管理については、請求できる期間に制限のあることを十分認識したうえで、請求状況を十分把握し、適時に請求されたい。

(注意)

委託契約について

委託契約について、次の二点について不適正な事例が認められた。

一つは、公立大学法人奈良県立医科大学の定める契約規程中「見積合せを省略して差し支えない場合」に例示されていない委託契約について、見積合せを省略したものが複数あったものであり、もう一つは、「医大会計規程の施行について」の支出伝票の決裁区分において、契約伺いにあたる支出契約決議書は総務課長まで決裁を得るべきところを所属課長にとどまっていたものである。

今後は、医大会計規程及び同契約規程等に則って適正に事務手続きを執られたい。

(注意)

継続車検受検にかかる自賠責保険料の支払いについて

公用車の継続車検受検にかかる自賠責保険料において受検日後の支出が認められた。

自賠責保険料の後払いは業者に対し保険会社等への立替払いを強いることとなるため、今後、自賠責保険料の支出については適正に処理するべきである。

(注意)

医業収入の個人未収金について

医業未収金について、多額の個人未収金が認められた。奈良県立医科大学は平成19年度に独立行政法人となり、以後、回収困難な未収金を毎年度償却すること等により、平成21年度以降はその残額を減少させている。しかし、償却後の未収金についてはその取り扱いに関する具体的な規定がなく、十分な管理がなされていない状況にある。

未償却の未収金については、「未収金対策マニュアル」に基づく文書・電話による督促、再来受診時の会計窓口での催告、きめ細かな分割納付相談等による回収の努力はなされているが、今後は、償却後の未収金についても、

把握し、適時・適切に請求するよう指導した。

契約手続きにあたっては、契約規程及び会計規程に則り、適正な事務執行に努めるよう指導した。

なお、規程が実際の事務手続きに適合していない場合は、適法性や必要性を検証のうえ、必要に応じ、その規程の改定についても併せて検討するよう指導した。

自賠責保険料の支出について、適正に処理するよう指導した。

償却後の未収金について、管理のあり方を検討し、具体的な規程を定める等適正に取り扱うよう指導した。

適正な管理のあり方を慎重に検討するべきである。(意見)

財産にかかる規程等について

財産にかかる規程等について検討を要する事例が認められた。

医大会計規程において「たな卸資産の範囲、管理等たな卸に関し必要な事項を別に定めるものとする。」とあるがその定めが整備されていないもの、また、同大学固定資産等管理規程において、固定資産の取得および処分をする場合、別に定める手続きを経ることとなっているが、同様にその定めが整備されていないものである。

適正な財産管理を行うにはこれらの整備は必要不可欠であるので、早急に対処するよう努められたい。(意見)

委託契約の締結について

委託契約の締結について、検討を要する状況が認められた。

公立大学法人奈良県立医科大学(以下「法人」という。)が平成24年度に締結した委託契約のうち約8割が競争性を有しない随意契約となっている。

地方自治法においては地方公共団体の契約は一般競争入札によることが原則であり、随意契約は限定的とされている。法人は地方独立行政法人法をその設置根拠とし、奈良県(以下「県」という。)とは別の法人格を有する団体である。しかしながら、法人の出資者は県であること、毎年多額の交付金・補助金が県から法人に対して支出されていること、また法人の業務は県と極めて緊密な連携を要すること等を勘案すると、法人の会計実務については県と概ね統一的な取り扱いが望まれるものである。現に法人の定める会計規程及び契約規程等は県のそれに準拠したものとなっている。

今後は、委託契約の締結にあたっては、競争性・透明性・公平性を確保する観点から、できる限り入札又は企画面の競い合いが充実したプロポーザル方式を実施し、説明責任が果たせるような業者決定に努められたい。(意見)

工事にかかる業者選定について

工事請負契約において、特定の業者からの見積もり徴収による随意契約が散見された。工事請負にかかる業者の選定にあたっては、特定業者に偏らないように検討するとともに、業者選定審査会を開催するなど、業者選定の競

財産にかかる規程等について、未整備となっている定め等の点検を行い、整備が必要な規程等については、早急に定めるよう指導した。

委託契約の業者選定について、法人業務の特性に一定配慮しつつ、随意契約とする場合はその理由を明確にし、また、競争性・透明性・公平性の観点から、入札やプロポーザル方式の実施が可能なものはできる限り実施する等、説明責任が十分果たせるような業者決定に努めるよう指導した。

工事請負にかかる業者選定にあたっては、できるだけ多くの業者に参加する機会を与える等、競争性、公平性、透明性を確保しながら、業者選定

		争性、公平性、透明性の確保に努められたい。 (意見)	を行うよう指導した。
公益財団法人 奈良県暴力団追 放県民センター (警察本部組織 犯罪対策第二課)	1月15日	貸借対照表及び財務諸表の注記への計上について 貸借対照表及び財務諸表の注記の計上において、記載誤りや見直しを行うことが望ましい事例が認められた。 今後、財務諸表等の作成については公益法人会計基準及びセンター会計処理規程等に基づき慎重かつ適切に処理されたい。 (意見) 会計処理規程について センターの会計処理規程では、出納責任者は、金銭の出納にあたっては、会計責任者の承認を受けなければならないと規定されているが、出納責任者及び会計責任者は事務局長と規定され、同一人物となっている。 同一人物による処理では、チェック体制として機能していないことから、慎重に検討されたい。 (意見)	平成25年度から、財務諸表等について、意見のとおり適正に表示するよう指導した。 平成26年2月27日に開催された理事会及び評議員会において、意見のとおり会計責任者を専務理事、出納責任者を事務局長とする議決・承認を得て会計処理規程を一部改正し、チェック体制を強化したことを確認した。
奈良市場冷蔵株式会社 (マーケティング課)	1月20日	決算公告について 会社法第440条において、株式会社は、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならないと規定されているにもかかわらず、貸借対照表が公告されていなかった。 今後は、会社法の規定に基づき、適正に決算公告を行われたい。 (注意)	同社に対する監査結果に対しては、会社法第440条に則り、遅滞なく適正に決算公告を実施するよう指導した。
奈良県商工会連 合会 (地域産業課)	1月20日	通勤手当の支給について 通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、1件の過払いが認められた。 県補助金の対象となっている経費でもあり、適正に対処されたい。(注意)	県商工会連合会(以下「県連合会」という)が認定した通勤手当の誤りについては、県連合会が認定の変更を行うとともに、過年度に係る県補助金相当額について、県連合会が本人より現金にて回収し県に返還した。平成25年度分については、県連合会が本人の1月分の給与から差し引きを行っており、年度末の精算手続きにおける戻入処理を行わせる。 県連合会に対しては、今後より一層慎重な審査に努めさせ、適正に認定事務を行うよう指導していくこととする。

ムジークフェストなら2012
実行委員会

(文化振興課)

1月15日

コンサートチケットの管理について

オープニング公演の有料チケットの一部を事務局内で販売したが、チケットの出納を管理する帳簿を作成しておらず、残数の確認も行っていなかった。

今後、チケットの取扱においては、受払簿を整備するなど管理を徹底するとともに、チケット販売における現金取扱に関する取扱要領の作成を検討すべきである。(指摘)

会計処理について

実行委員会における会計事務の執行にあたっては、「ムジークフェストなら2012」実行委員会財務規程に基づいて処理することとされているが、証拠書類の不備など当該規程に定められている事務処理に則していない事例が散見された。

今後は、組織内でのチェック体制の整備を図り、実行委員会財務規程に基づき適正な事務処理に努めるべきである。(指摘)

会計年度について

「J-ADビジョン放映業務委託」においては、履行期間が平成25年5月13日から平成25年5月19日であるにもかかわらず、平成24年度予算で執行されていた。

「ムジークフェストなら2012」実行委員会会則第18条では、「会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。」と規定されており、当該支出は平成25年度予算で執行すべきである。

今後は、会計年度独立の原則を踏まえ、会計事務の適正な執行を図らねばならない。(指摘)

実行委員会財務規程のあり方について

実行委員会においては、会計処理に関する根本規程として「ムジークフェストなら2012実行委員会財務規程」を策定しているが、条文のなかに、奈良県契約規則等の奈良県が施行している会計例規と比較して、大幅に均衡を失った規定が認められた。

また、随意契約の締結にあたっては、2者からの見積競争により業者を選定しているが、指名審査会は設置されておらず、選定について諮られていない。

同委員会は、県から多額の負担金を受け入れており、また、組織面においても県が主導的な立場を占めている。これらのことを勘案すると、上記の実態は望ましいこととは言えない。

有料コンサートチケットの管理については、チケットの受払簿を作成し適切な管理を行うよう指導した。

会計処理における書類の不備等は実行委員会財務規程に基づき適正な事務処理を行うよう指導した。

会計処理において実行委員会会則に基づき、適正な事務処理を行うよう指導した。

実行委員会財務規程については、実行委員会方式で運営する特性及び県の会計例規との整合性を配慮した見直しを行うとともに、指名審査会を設置し、平成26年度実施事業からは指名審査会を開催するよう指導した。

	<p>今後、業者選定については一定の金額を超えるものは指名審査会に諮るとともに、同会計規程についても県の会計例規との整合性を確保する方向での見直しに努められたい。(意見)</p> <p>内部統制について</p> <p>今回の監査において、コンサートチケットの管理や会計処理の一部に、適正とはいえない事務処理が認められた。</p> <p>事務の執行にあたっては、実行委員会財務規程等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。(意見)</p>	<p>今後の事務執行にあたっては、実行委員会財務規程等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制の整備等による事務処理体制を強化し、内部統制の充実に努めるよう指導した。</p>
--	--	---

※平成26年2月に公表した監査結果報告（平成25監査年度第2回）に対し、各所属において講じた措置について、平成26年3月3日～26年8月26日までに報告があった内容を掲載している。よって、受理後すでに措置が完了しているものがある。

